

港湾機能高度化施設整備事業  
(LNG バンカリング拠点形成支援施設)  
令和5年度募集要領

■応募期間

令和5年3月20日(月)～令和5年4月19日(水)  
午後5時必着

■問い合わせ先

国土交通省港湾局港湾経済課 港湾物流戦略室 江越、中村  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

連絡先 Tel. 03-5253-8111 (内線 46832、46644)  
03-5253-8628 (直通)

Eメール: hqt-lngbunkering★gxb.mlit.go.jp

※「★」を「@」に置き換えて下さい。

## <目次>

### I. 事業の概要

1.	背景、目的	1
2.	事業内容	
2. 1	補助対象事業	1
2. 2	事業主体	1
2. 3	対象港湾	2
2. 4	補助対象経費	2
2. 5	補助金額	3

### II. 事業の実施

1.	事業の公募について	
1. 1	公募手続き	4
1. 2	事業の評価・審査	4
1. 3	事業の採択	5
1. 4	複数年度にまたがる事業の取り扱いについて	5
2.	補助金の交付について	
2. 1	交付申請	5
2. 2	交付における留意事項	6
3.	事業中及び事業完了後の留意事項	
3. 1	実績報告	6
3. 2	会計検査に伴う資料請求及び現地検査等	6
3. 3	事業の効果等に係る報告	6
3. 4	取得財産の管理	6
3. 5	交付決定の取消、補助金の返還、罰則等	7
3. 6	アンケート、ヒアリングへの協力	7
3. 7	情報等の取扱い等	7

【別添資料】

港湾機能高度化施設整備事業（LNG バンカリング拠点形成支援施設）

申請書様式

.....別添 1

港湾機能高度化施設整備事業（LNG バンカリング拠点形成支援施設）

申請書 提出物チェックリスト

.....別添 2

港湾機能高度化施設整備事業（LNG バンカリング拠点形成支援施設）

実施フロー

.....別添 3

# I. 事業の概要

## 1. 背景、目的

国際海事機関による船舶の排出ガス規制の強化を背景に、環境負荷が小さく、既存の技術で運航可能な LNG（液化天然ガス）を燃料とする船舶導入に向けた動きが進んでおります。しかしながら、燃料転換のためには、安定的に燃料を供給できる体制が整っていることが必要であり、現時点では、LNG バンカリング（船舶燃料として LNG の供給を行うこと）の拠点が従来燃料と比べて充実していないことが課題となっています。特に、外航船などの大型 LNG 燃料船に効率的に LNG バンカリングを行うためには、LNG バンカリング船の建造や LNG 基地の改修など多額の初期投資が必要となりますが、徐々に LNG 燃料船の運航は増加しているものの、従来燃料に比べて限定的であり、LNG バンカリング事業の採算性を確保することが困難と見込まれることが、LNG バンカリング拠点の形成が進まない一因となっています。このことから、脱炭素化を促すこととなる LNG 燃料船の普及を図りつつ、これらの船舶の我が国への寄港を増加させていくためにも、LNG バンカリング拠点を充実させることが重要です。

こうした状況を踏まえ、LNG バンカリング拠点の形成促進を通じて、LNG 燃料船の我が国への寄港増加による国際競争力の強化や国内外の船舶の LNG 燃料への転換への対応を目的として、LNG を燃料とする船舶への燃料供給の用に供する船舶及び当該船舶に LNG を供給するための施設の整備に対する支援を行う補助事業（港湾機能高度化施設整備事業（LNG バンカリング拠点形成支援施設））を実施します。

## 2. 事業内容

### 2. 1 補助対象事業

LNG バンカリング拠点を形成するために必要となる、LNG を燃料とする船舶への燃料供給の用に供する船舶及び当該船舶に LNG を供給するための施設の整備を対象とします。

### 2. 2 事業主体

民間事業者等を対象とします。

ただし、事業主体および関係者が次に掲げるイからトまでのいずれかに該当する場合は対象外となります。また、事業主体から工事を受注した者（以下「受注者」という。受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。）が、イからトまでのいずれかに該当する場合も対象外となります。

※ 採択後に判明した場合も対象外となります。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力

団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約といったその他の契約に当たり、その契約相手がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約といったその他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、国が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

## 2. 3 対象港湾

以下の港湾におけるLNGバンカリング拠点の形成を目的とする事業を対象とします。

<対象港湾>

港湾法第2条第2項に規定される国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾

## 2. 4 補助対象経費

補助金の交付の対象は、事業の実施のために必要な以下の施設の整備等に関する経費のうち、国土交通省が認める費用とします。

<補助対象施設>

- ・LNGを燃料とする船舶への燃料供給の用に供する船舶<sup>注1)</sup>
- ・当該船舶にLNGを供給するための施設<sup>注2)</sup>

注1) 新たに船舶を建造する場合、本事業のために必要のない船舶の設備等は除く。

既存の船舶を改造する場合、本事業のために必要な改造に限り、当該船舶の取得に係る費用は除く。

なお、対象経費は契約船価を含む総船価とする。但し、会計基準及び税法上資産計上の対象と認められる経費であって、実際に資産計上するものに限る。

注2) 対象施設は本事業のために必要な施設に限る。

既存の施設を改良する場合、本事業のために必要な改良に限る。

なお、対象経費は本工事費、附帯工事費、測量設計費とする。

## 2. 5 補助金額

補助対象経費の1／3以内とします。

(予算の範囲内での補助となります。)

## Ⅱ. 事業の実施

### 1. 事業の公募について

#### 1. 1 公募手続き

以下のとおり、補助対象事業を公募いたします。

#### ■令和5年度応募受付期間

令和5年3月20日（月）～令和5年4月19日（水）午後5時（必着）

#### ■応募書類

別添1の申請書に必要な事項を記入するとともに、別添2に掲げる書類を一式揃えて提出して下さい。

なお、複数の補助対象施設を活用してLNGバンカリング事業が行われる場合は、施設毎の補助対象者を明記した上連名で別添1の申請書を提出して下さい。

また、応募書類の提出後にJV等により補助対象者となる法人の設立を予定している場合は、出資を予定している者の連名で別添1の申請書を提出して下さい。

#### ■応募書類の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省港湾局港湾経済課 港湾物流戦略室 江越、中村

電話：03-5253-8111（内線 46832、46644） 03-5253-8628（直通）

#### ■応募書類の提出方法

応募書類は、電子媒体にて、メール又は郵送（書留郵便に限る。）により提出下さい。

### 1. 2 事業の評価・審査

募集期間中に応募のあった事業については、以下の観点から評価・審査します。評価・審査の過程で、内容等に不明確な部分がある場合等は、申請者に対して、必要に応じ、追加の資料請求やヒアリング等を行う場合があります。

なお、本事業の円滑な実施の観点から、応募のあった事業について、港湾計画との整合性等について、国土交通省の担当部局から港湾管理者に問い合わせを行う場合があります。

また、応募書類に虚偽の記載をした場合には、当該応募を無効とすることがあります。

<評価・審査の観点>

- ① 補助対象施設の運用計画が妥当であること
- ② 補助対象施設の仕様が妥当であること
- ③ 概算事業費が妥当であること
- ④ 事業全体の資金計画が妥当であること
- ⑤ 補助事業者が補助対象施設の整備に関する技術的能力を有していること
- ⑥ 補助対象施設を運用する者が必要な技術的能力を有していること
- ⑦ LNG バンカリング需要の見込みが妥当であること
- ⑧ LNG 燃料の需要拡大に向けた取組がなされること
- ⑨ 対象となる港湾の港湾政策上の位置付け
- ⑩ 対象となる港湾の国際競争力の向上が期待されること
- ⑪ 事業の公共性が担保されていること

1. 3 事業の採択

学識経験者等で構成される有識者委員会において事業内容を審議し、その結果を聴取した上で、採択候補事業を決定し、事業主体に対して書面により通知します。

1. 4 複数年度にまたがる事業の取扱いについて

複数年度にまたがる事業の取扱いは、次のとおりとなります。

- ・応募時にあらかじめ各年度の計画を提出していただきます。
- ・事業計画が採択された場合、次年度以降については、改めて応募いただく必要はありませんが、毎年度補助交付申請を行っていただく必要があります。
- ・各年度計画の補助対象部分の出来高に応じて各年度に補助が行われます。ただし、次年度以降については、次年度以降の予算の状況によるため、確定することはできませんが、予算の範囲内で可能な限り優先的に補助金を交付することになります。
- ・従って、事業着手をもって次年度以降の補助金交付を約束するものではないことにご留意下さい。
- ・年度計画を途中で変更する場合（補助対象施設の変更を含む）は、速やかに協議を行っていただく必要があります。

2. 補助金の交付について

2. 1 交付申請

補助金の交付申請の手続き等については、港湾機能高度化施設整備補助交付要綱等（以下、「交付要綱」という。）によるものとし、事業採択の決定通知時にお知らせします。



## 2. 2 交付における留意事項

交付決定時点で既に事業着手（工事請負契約の締結等）している事業は、補助対象外となりますのでご注意ください。

補助対象経費に、国からの他の補助金（補助金等に係る予算の執行の適性化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下、「適化法」という。）第2条第1項第1号から第4号に規定する補助金等）が含まれている事業は、補助対象外となります。

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）については、消費税等相当額から消費税仕入額控除額を減額した額を補助対象とします。

交付決定後に、応募書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合、交付決定を取り消すことがあります。

## 3. 事業中及び事業完了後の留意事項

### 3. 1 実績報告

事業の完了後、実績報告書の提出が必要となります。

また、工事が交付申請の内容に沿って実施されたことを確認するため、工事監理等を実施した者の証明書を求めることがあります。なお、当該証明書に係る費用が発生した場合であっても、当該費用は補助金としての申請ができませんのでご注意下さい。

### 3. 2 会計検査に伴う資料請求及び現地検査等

事業完了後、実績報告書の提出を受け、必要に応じて関係資料の提出依頼及び現地検査を行う場合があります。

また、本事業は会計検査院による検査対象となります。補助金の適正な執行及び補助事業に関する書類（経理処理関係書類を含む。）の整理・保存に十分ご注意下さい。

### 3. 3 事業の効果等に係る報告

補助事業者に対して、補助対象施設によるLNGバンカリングの実績に係る報告を求めることがあります。その他、必要に応じデータの提供等についてご相談させていただくことがあります。

### 3. 4 取得財産の管理

補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行う必要があります。

補助事業者は、承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。ただし、承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を納付させることがあります。

### 3. 5 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

交付要綱に違反する行為が行われた場合、適化法に基づき、以下を含む各種措置が講じられ得ることに留意して下さい。

- ・適化法第 17 条の規定による交付の決定の取消、同法第 18 条の規定による補助金等の返還及び同法第 19 条の規定による加算及び延滞金の納付
- ・適化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則
- ・相当の期間、補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと

### 3. 6 アンケート、ヒアリングへの協力

補助期間終了後、本事業に関する調査・評価のために、事後アンケートやヒアリングに協力していただくことがあります。

### 3. 7 情報等の取扱い等

本事業について広く一般に紹介するため、国土交通省のホームページ、パンフレット等に事業内容に関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類に記載された内容等について、補助事業者等の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。